

○世羅町工事費内訳書取扱要領

平成27年3月6日訓令第4号

改正

平成29年6月22日訓令第11号

令和元年8月29日訓令第16号

令和4年1月14日訓令第1号

世羅町工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 世羅町が発注する建設工事の入札において、不正行為を排除するとともに、入札参加者の適正な積算の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。

(対象工事)

第3条 世羅町が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての工事を対象とする。

(工事費内訳書の提出)

第4条 工事費内訳書の提出は次の各号による。

- (1) 書面により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出させるものとする。
- (2) 電子入札システム（情報処理組織を利用して、入札参加希望の申請又は入札から落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。以下同じ。）により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させるものとする。ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には、求める全ての様式を書面により提出させるものとする。
- (3) 上記により難しい場合は、別に定める。

(工事費内訳書の様式及び記載内容)

第5条 出を求める工事費内訳書の様式は指定しないものとするが、入札者の商号又は名称、工事名及び工事場所を記載しなければならない。

2 工事の内訳は、営繕工事は科目まで、その他の工事は工種まで記載するものとする。

(工事費内訳書の審査方法)

第6条 審査は、開札後、落札候補者が提出した工事費内訳書のみ行うものとする。審査の結果、工事費内訳書が次項に該当する場合には、その者の入札を無効とし、次順位の落札候補者の工事費内訳書を審査するものとする。

2 次の各号に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書が提出されていない場合
- (2) 入札者の記名がない場合又は記名に誤りがある場合
- (3) 工事名及び工事場所が特定できない場合
- (4) 工事内訳書の工事価格と入札金額に相違がある場合
- (5) 工事の内訳に漏れがある場合
- (6) その他記載すべき項目の記載が確認できない場合

(提出された工事費内訳書の取扱い)

第7条 提出された工事費内訳書の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 提出された工事費内訳書の書換え、引換え、変更又は撤回(取消)は認めない。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び所轄警察署に提出する。
- (4) 提出された工事費内訳書は、世羅町情報公開条例(平成16年世羅町条例第9号)に基づく開示の対象とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月22日訓令第11号)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月29日訓令第16号)

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月14日訓令第1号)

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。